

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和5年第3回市議会定例会議案説明書

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

足 利 市

目 次

1 議案第34号	令和5年度足利市一般会計補正予算（第2号）について…	3
2 議案第35号	栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更 について……………	3
3 議案第36号	佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から 脱退することに伴う財産処分について……………	3
4 議案第37号	足利市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について…	4
5 議案第38号	令和5年度足利市一般会計補正予算（第3号）について…	5
6 議案第39号	足利市手数料条例の改正について……………	5
7 議案第40号	足利市男女共同参画センター条例の改正について……………	5
8 議案第41号	足利市火災予防条例の改正について……………	6
9 議案第42号	財産の取得について……………	9
10 議案第43号	足利市介護保険条例の一部を改正する条例の改正に ついて……………	9
11 議案第44号	足利市国民健康保険条例の一部を改正する条例の改正に ついて……………	10
12 議案第45号	所有権確認等請求調停事件に係る調停について……………	11
13 報告第7号	令和4年度足利市一般会計継続費繰越計算書について…	11
14 報告第8号	令和4年度足利市一般会計繰越明許費繰越計算書に ついて……………	11
15 報告第9号	令和4年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業 特別会計繰越明許費繰越計算書について……………	11
16 報告第10号	令和4年度足利市水道事業会計予算繰越計算書に ついて……………	12
17 報告第11号	令和4年度足利市下水道事業会計予算繰越計算書に ついて……………	12
18 報告第12号	令和4年度足利市一般会計事故繰越し繰越計算書に ついて……………	12

1 議案第34号 令和5年度足利市一般会計補正予算（第2号）について
令和5年度足利市一般会計予算を補正するため、議会の議決を求めるものである。
（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）
（参照事項）
- 地方自治法 第218条（補正予算、暫定予算等）

（予算説明書別冊のとおり）

2 議案第35号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

佐野地区衛生施設組合が、令和5年9月30日をもって栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、同事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約を変更することについて関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）
（参照事項）
- 地方自治法 第2条（地方公共団体の法人格とその事務）
第286条（組織、事務及び規約の変更）
第290条（議会の議決を要する協議）
- 新旧対照表 （略）

3 議案第36号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について

佐野地区衛生施設組合が、栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、共同処理する事務のうち退職手当支給事務に係る財産処分について関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）
（参照事項）
- 地方自治法 第2条（地方公共団体の法人格とその事務）

第 289 条 (財産処分)

第 290 条 (議会の議決を要する協議)

4 議案第 37 号 足利市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

感染症防疫作業に従事した職員の特殊勤務手当について、新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した場合の特例を廃止するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第 96 条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第 2 条 (地方公共団体の法人格とその事務)
第 14 条 (条例の制定及び罰則)
第 204 条 (給料、手当及び旅費)

- 新旧対照表

改 正 案	現 行
附 則 1～3 (略)	附 則 1～3 (略) <u>(感染症防疫作業に従事した職員の特殊勤務手当の特例)</u> <u>4 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) である感染症をいう。) から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、感染症防疫作業に従事した職員の特殊勤務手当を支給するものとし、その額は、従事した日 1 日につき 4,000 円を超えない範囲内で規則で定める額とする。この場合において、第 7 条の規定は適用しない。</u>

5 議案第38号 令和5年度足利市一般会計補正予算（第3号）について
令和5年度足利市一般会計予算を補正するため、議会の議決を求めるものである。
（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）
（参照事項）
- 地方自治法 第218条（補正予算、暫定予算等）

（予算説明書別冊のとおり）

6 議案第39号 足利市手数料条例の改正について
建築基準法の改正に伴い、同法の規定に基づく建築物の容積率の認定申請手数料を定める等、所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。
（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）
（参照事項）
- 地方自治法 第2条（地方公共団体の法人格とその事務）
第14条（条例の制定及び罰則）
第227条（手数料）
- 新旧対照表 （略）

7 議案第40号 足利市男女共同参画センター条例の改正について
あしかがフラワーパークプラザ（足利市民プラザ）内の男女共同参画センターにおける貸館スペースの拡大を図るため、条例を改正しようとするものである。
（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）
（参照事項）
- 地方自治法 第2条（地方公共団体の法人格とその事務）
第14条（条例の制定及び罰則）
- 新旧対照表 （略）

8 議案第41号 足利市火災予防条例の改正について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)

第14条 (条例の制定及び罰則)

- 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p>ア <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p>イ <u>分離型のものにあつては、充電</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ)をいう。以下この項において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p>

ポスト

(2) 急速充電設備のきょう体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

(3)～(5) (略)

(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18)・(19) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第 16 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

(2) 急速充電設備のきょう体は、不燃性の金属材料で造ること。

(3)～(5) (略)

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(17)・(18) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第 16 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

ならない。

2 (略)

(喫煙等)

第23条 (略)

2 (略)

3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。)

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

(以下略)

2 (略)

(喫煙等)

第23条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。)

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

(以下略)

9 議案第42号 財産の取得について

救助工作車（Ⅱ型）1台を購入することについて、議会の議決を求めるものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）
（参照事項）
- 地方自治法施行令 第121条の2（地方自治法第96条第1項第5号及び第8号に規定する基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 第3条（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）
- 取得財産の概要
 - 1 消防車両専用シャシ
 - 2 四輪駆動車・ダブルキャブオーバー型 乗車定員5名以上
 - 3 水冷式ディーゼルトーボエンジン（240ps以上）
 - 4 フロントウインチ装置 最大直引力5.5t以上
 - 5 リアウインチ装置 最大直引力5t以上
 - 6 クレーン装置 最大クレーン容量2.93t
 - 7 救助用資機材

10 議案第43号 足利市介護保険条例の一部を改正する条例の改正について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた介護保険制度における第1号被保険者に対し、令和4年度分について引き続き減免を行うため、条例を改正しようとするものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）
（参照事項）
- 地方自治法 第2条（地方公共団体の法人格とその事務）
第14条（条例の制定及び罰則）
- 足利市介護保険条例 第10条（保険料の減免）

○ 新旧対照表

改 正 案	現 行
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
2 改正後の附則第 14 条の規定は、令和 4 年度分の第 1 号被保険者に係る保険料であって、 <u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの又は同期間に特別徴収されるものについて適用する。</u>	2 改正後の附則第 14 条の規定は、 <u>令和 3 年度分及び令和 4 年度分の第 1 号被保険者に係る保険料であって、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの又は同期間に特別徴収されるものについて適用する。</u>

11 議案第 4 4 号 足利市国民健康保険条例の一部を改正する条例の改正について
 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に係る令和 4 年度分の国民健康保険税の減免を引き続き行うため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

○ 地方自治法 第 9 6 条 (議決事件)

(参照事項)

○ 地方自治法 第 2 条 (地方公共団体の法人格とその事務)

第 1 4 条 (条例の制定及び罰則)

○ 足利市国民健康保険条例 第 2 9 条 (減免)

○ 新旧対照表

改 正 案	現 行
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
2 改正後の附則第 22 項の規定は、令和 4 年度分の国民健康保険税であって、 <u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限 (特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日) が設定されているものについて適用する。</u>	2 改正後の附則第 22 項の規定は、 <u>令和 3 年度分及び令和 4 年度分の国民健康保険税であって、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限 (特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日) が設定されているものについて適用する。</u>

12 議案第45号 所有権確認等請求調停事件に係る調停について

足利簡易裁判所令和3年(ノ)第33号所有権確認等請求調停事件について、同事件に係る調停条項について当事者間で合意し、調停を成立させようとするため、議会の議決を求めるものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)
(参照事項)
- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)
- 民事調停法 第16条 (調停の成立・効力)

13 報告第7号 令和4年度足利市一般会計継続費繰越計算書について

五十部町4号線道路改良事業に係る一般会計継続費繰越計算書を法令の定めるところにより調製し、報告するものである。

(報告の根拠)

- 地方自治法施行令 第145条 (継続費)
(参照事項)
- 地方自治法 第212条 (継続費)

14 報告第8号 令和4年度足利市一般会計繰越明許費繰越計算書について

防災対策事業費ほか39事業に係る一般会計繰越明許費繰越計算書を法令の定めるところにより調製し、報告するものである。

(報告の根拠)

- 地方自治法施行令 第146条 (繰越明許費)
(参照事項)
- 地方自治法 第213条 (繰越明許費)

15 報告第9号 令和4年度足利市(仮称)あがた駅北産業団地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

産業団地開発事業費に係る(仮称)あがた駅北産業団地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書を法令の定めるところにより調製し、報告するものである。

(報告の根拠)

- 地方自治法施行令 第 146 条 (繰越明許費)
- (参照事項)
- 地方自治法 第 213 条 (繰越明許費)

16 報告第 10 号 令和 4 年度足利市水道事業会計予算繰越計算書について

天王浄水場次亜消毒設備更新工事 (電気設備工事) ほか 14 事業に係る水道事業会計予算繰越計算書を法令の定めるところにより調製し、報告するものである。

(報告の根拠)

- 地方公営企業法 第 26 条 (予算の繰越)
- (参照事項)
- 地方公営企業法施行令 第 19 条 (予算の繰越)

17 報告第 11 号 令和 4 年度足利市下水道事業会計予算繰越計算書について

足利市公共下水道ストックマネジメント計画に伴う管渠実施設計業務委託ほか 4 事業に係る下水道事業会計予算繰越計算書を法令の定めるところにより調製し、報告するものである。

(報告の根拠)

- 地方公営企業法 第 26 条 (予算の繰越)
- (参照事項)
- 地方公営企業法施行令 第 19 条 (予算の繰越)

18 報告第 12 号 令和 4 年度足利市一般会計事故繰越し繰越計算書について

水門等管理費ほか 1 事業に係る一般会計事故繰越し繰越計算書を法令の定めるところにより調製し、報告するものである。

(報告の根拠)

- 地方自治法施行令 第 150 条 (予算の執行及び事故繰越し)
- (参照事項)
- 地方自治法 第 220 条 (予算の執行及び事故繰越し)
- 地方自治法施行令 第 146 条 (繰越明許費)